

八王子市は条例を制定し、 ごみ屋敷対策を推進します。

条例施行日 2019年4月1日(罰則部分を除く)/2019年7月1日(罰則部分)

八王子市住居等における物の堆積等に起因する不良な生活環境の改善に関する条例の制定と、八王子市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例を改正し、ごみ屋敷対策を進めます。

①ごみ屋敷とは？

物の堆積により、ねずみや害虫、悪臭が発生したり、火災の恐れがあるなど、近隣の生活環境を悪化させている住居のことです。

②いわゆるごみ屋敷条例でできること

条例制定により以下のことができるようになります。既存の保健福祉サービスと、以下のことを組み合わせ、ごみ屋敷の改善に取り組みます。

調 査

居住者の親族関係や福祉サービスの受給状況等を調査することが可能になります。

対 策 会 議

調査で集めた情報を共有し、ごみ屋敷の改善に向けて検討・協議します。

排出等の支援

居住者に片づける意思はあるものの、自ら行うことができない場合に、行政が片づけを支援することができます。

措 置

支援を拒否したり、改善の見込みがない場合は、指導、勧告、命令、行政代執行を行うことができます。

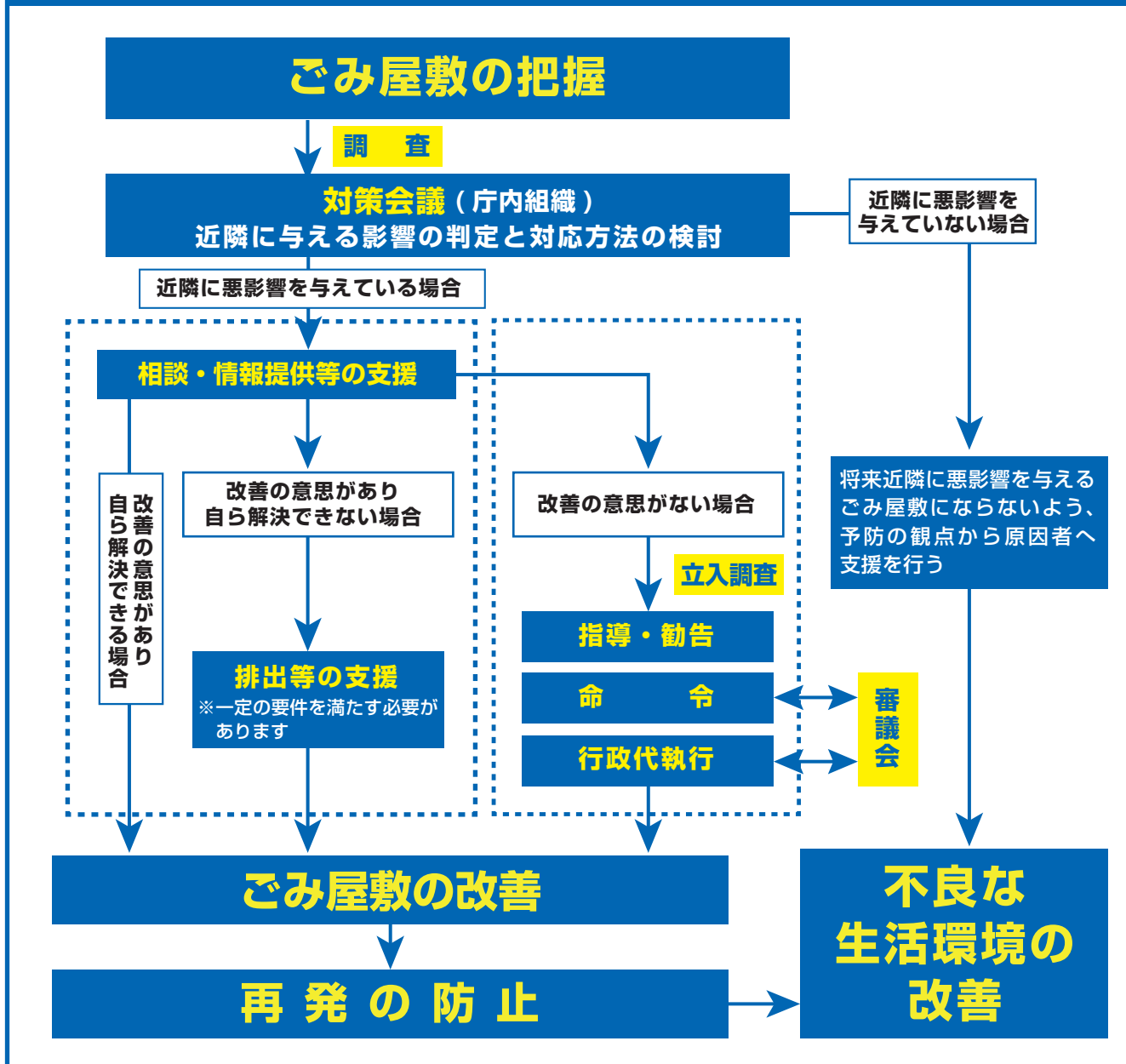
立 入 調 査

措置を行う際に、必要があれば立ち入り調査を行うことができます。

罰 則

立入調査を拒否した者に3万円以下の過料を、命令に違反した者に5万円以下の過料を処します。

③ ごみ屋敷対策までの流れ



④ ごみの持ち去りの禁止

ごみ屋敷化の原因の1つであるごみの持ち去りを2019年7月1日から禁止します。現在罰金が科されている資源物の持ち去りに加えて、ごみの持ち去りにも罰金を科すようにします。

	改正前	改正後(2019年7月1日以降)
資源の持ち去り	20万円以下の罰金	20万円以下の罰金
ごみの持ち去り	——	20万円以下の罰金

お問い合わせ

八王子市資源循環部ごみ減量対策課
TEL:042-620-7256 FAX:042-626-4506

発行

2019年4月